

L E V - 7 排出ガス指定基準

I 平成17年基準（新長期）

車種等	適用時期	排 出 ガ ス 値											
		窒素酸化物 (NO _x)				非メタン炭化水素 (NMHC)				粒子状物質 (PM)			
		規制値	17 TLEV	17 LEV	17 ULEV	規制値	17 TLEV	17 LEV	17 ULEV	規制値	17 TLEV	17 LEV	17 ULEV
乗用車 軽量車 (1.7t以下)	H16.2.1	0.05	—	0.025	0.013	0.05	—	0.025	0.013	微量 注2)			
軽貨物車	H16.2.1	0.05	—	0.025	0.013	0.05	—	0.025	0.013				
中量車 1.7t超～3.5t	H16.2.1	0.07	—	0.035	0.018	0.05	—	0.025	0.013				
重量車 (3.5t超)	H16.10.1	2.00	0.7 注6)	1.500	0.7 注6)	0.17	0.17	0.127	0.17	0.027	0.01 注6)	0.020	0.01 注6)

注1) 基準値は、国土交通省自動車型式認証実施要領に基づく算出方法によることとする。

- 2) PMについてはディーゼル自動車のみ適用され、微量とは排出がないと見なされる程度であることをいう。（試験方法は道路運送車両の保安基準に係る排出ガス測定の技術基準による）
- 3) 平成17年基準に適合し、国土交通省低排出ガス車認定実施要領に基づき認定された自動車をLEV-7とみなす。
- 4) 車両総重量3.5t超の重量車については、平成17年新長期規制に適合するものをLEV-7とみなす。

この措置については、平成17年新長期規制の適用開始時期から23か月間とし、23か月に達した時点で指定を解除する。

項 目	重量車 (3.5t超)		
LEV-7指定基準	NO _x 2.00g/kWh	NMHC 0.17g/kWh	PM 0.027g/kWh
適用期限	H16.10.1 ~ H19.8.31		
指定解除	H19.9.1		

- 5) 重量車で平成17年基準（新長期）25%以上低減車を当分の間「17LEV」として指定する。
- 6) 重量車で窒素酸化物 (NO_x) 又は粒子状物質 (PM) のいずれかが、ポスト新長期レベルであるものを「17TLEV」として指定する。
重量車で窒素酸化物 (NO_x) 及び粒子状物質 (PM) が、ともにポスト新長期レベルであるものを「17ULEV」として指定する。

NO_xのポスト新長期レベル 0.7 g/kWh

PMのポスト新長期レベル 0.01 g/kWh

II 平成12年基準（新短期）

車種等	適用時期	排 出 ガ ス 値											
		窒素酸化物 (NOx)				炭化水素 (HC)				粒子状物質 (PM)			
		規制値	TLEV	LEV	ULEV	規制値	TLEV	LEV	ULEV	規制値	TLEV	LEV	ULEV
乗用車 軽量車 (1.7t以下)	H11.10.1	0.08	0.06	0.04	0.02	0.08	0.06	0.04	0.02	微量 注2)			
		1.40	1.05	0.70	0.35	2.20	1.65	1.10	0.55				
軽貨物車	H13.10.1	*0.12	0.10	0.07	0.03	0.13	0.10	0.07	0.03				
		2.20	1.65	1.10	0.55	3.50	2.63	1.75	0.88				
中量車 (1.7t超~3.5t)	H12.10.1	0.13	0.10	0.07	0.03	0.08	0.06	0.04	0.02				
		1.60	1.20	0.80	0.40	2.20	1.65	1.10	0.55				
重量車 (3.5t超)	H14.10.1 (3.5超~12t) H15.10.1 (12t超)	3.38	2.54	1.69	0.85	0.87	0.65	0.44	0.22	0.18	0.14	0.09	0.05

* 規制値のうち軽貨物車の窒素酸化物については、従前の基準とする。(0.12g/km:10・15モード)

注1) 基準値は、国土交通省自動車型式認証実施要領に基づく算出方法によることとする。

2) PMについてはディーゼル自動車のみ適用され、微量とは排出がないと見なされる程度であることをいう。(試験方法は道路運送車両の保安基準に係る排出ガス測定の技術基準による)

3) 平成12年基準(新短期)に適合する全てのLEV-7は、平成20年4月1日をもって指定を解除する。